

(本宮市篤志奨学資金奨学生申請者用)

## 所得基準について

### ① 世帯人員の認定

世帯人員の認定は、申請時の状態において、次のとおりとします。

(ア) 同居・別居を問わず、生計を一にしている家族は、同一世帯員とする。

(イ) 次の場合は、同一の住居に居住していなくても、同一世帯員とする。

- a 家計支持者が勤務地等の関係で別居しているとき。
- b 就学又は病気療養等のため、一時的に別居しているとき。
- c 家計支持者の扶養を受けている祖父母が、家屋の都合で別居しているとき。
- d その他、上記のいずれかと同様の状態にあるとき。

(ウ) 別居独立して生計を営んでいる兄弟及び生計を共にしていない祖父母は世帯員に含めない。

### ② 所得（収入）の種類別による所得金額の算定

(ア) 給与所得（収入）の場合

給与等（年金を含む。）の収入金額から、以下の計算式に基づき算出した金額を所得金額とします。

【所得金額の算出方法（計算式）】

収入金額 3,290 千円以下のもの	所得金額=0 円
収入金額 3,291 千円以上 4,000 千円以下のもの	収入金額×0.8-1,576 千円=所得金額
収入金額 4,001 千円以上 8,780 千円以下のもの	収入金額×0.7-1,336 千円=所得金額
収入金額 8,781 千円以上のもの	収入金額-2,916 千円 =所得金額

(イ) 給与所得以外の所得（収入）の場合

所得税法に規定する給与所得以外の所得（営業等所得、農業所得、不動産所得、雑所得等）については、当該金額を所得金額とします。

### ③ 所得金額算定上の注意

所得金額は、奨学資金申請者の同一世帯人員において、所得のある方すべての合計所得金額が次の所得基準額以下であること。

(ア) 世帯人員別所得基準額

世帯人員	所得基準額	備考
1人	1,001,000円	世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに96,000円を世帯人員7人の所得基準額に加算する。
2人	1,374,000円	
3人	1,584,000円	
4人	1,716,000円	
5人	1,842,000円	
6人	1,950,000円	
7人	2,046,000円	

(イ) 所得基準額の算出方法

<b>所得基準額</b>	=	<b>所得金額</b> <sup>※1</sup>	-	<b>特別控除額</b> <sup>※2</sup>
--------------	---	---------------------------	---	----------------------------

※1 「所得金額」は、1ページの②【所得金額の算出方法】で算出した金額をいいます。

※2 「別表 特別控除額表」を参照してください。

別表 特別控除額表

特別の事情		特別控除額			
1	母(父)子家庭	490,000円			
2	就学者のいる世帯 (1人につき)	区 分	通学形態	国 公 立	私 立
		小学校児童		80,000円	
		中学校生徒		160,000円	
		高等学校 生 徒	自宅通学	280,000円	410,000円
			自宅外通学	470,000円	600,000円
		高等専門 学校学生	自宅通学	360,000円	600,000円
			自宅外通学	550,000円	800,000円
		専修学校高 等課程生徒	自宅通学	170,000円	370,000円
			自宅外通学	270,000円	460,000円
		専修学校専門 課程学生	自宅通学	220,000円	720,000円
自宅外通学	620,000円		1,120,000円		
大学学生	自宅通学	590,000円	1,010,000円		
	自宅外通学	1,020,000円	1,440,000円		

※「就学者のいる世帯」による控除は、申請者本人を含みます。

※申請時点において特別の事情に該当する項目について控除の対象とします。

## ◀ 参考 「所得基準額の計算のしかた」 ▶

### ○ケース1○

【世帯構成員】 父(会社員)、母(会社員)、本人(私立大学生自宅通学)、妹(小学生)の4人世帯

【収入状況】 父：給与収入(3,680千円) 母：給与収入(1,800千円)

【計算式】

◀合計所得金額▶

父・母の給与収入を合算する。(3,680千円+1,800千円=5,480千円)

【所得金額の算出方法(計算式)】を基に計算する。

⇒5,480千円 × 0.7 - 1,336千円 = 所得金額：2,500千円

◀特別控除額▶ (2ページの「別表 特別控除額表」を参照)

・本人(私立大学生自宅通学)：1,010千円

・妹(小学生) : 80千円 合計：1,090千円

◀所得基準額の計算▶

$$\begin{array}{r} \boxed{\text{所得金額}} - \boxed{\text{特別控除額}} = \boxed{\text{所得基準額}} \\ (2,500千円) \quad (1,090千円) \quad \underline{(1,410千円)} \end{array}$$

○4人世帯での所得基準額は、1,716千円以下なので**申請可能**となります。

### ○ケース2○

【世帯構成員】 父(会社員)、母(会社員)、祖父(年金収入・農業所得有り)、姉(会社員)、本人(国立大学生自宅外通学)、弟(中学生)の6人世帯

【収入状況】 父：給与収入(1,300千円) 母：給与収入(980千円)

祖父：年金収入(1,050千円)、農業所得(1,000千円)

姉：給与収入(1,690千円)

【計算式】

◀合計所得金額▶

父・母・祖父・姉の給与収入と年金収入を合算する。

(1,300千円+980千円+1,050千円+1,690千円=5,020千円)

【所得金額の算出方法(計算式)】を基に計算する。

⇒5,020千円 × 0.7 - 1,336千円 = 所得金額：2,178千円

祖父：農業所得は、1,000千円をそのまま所得金額とする。

合計所得金額：3,178千円

◀特別控除額▶ (2ページの「別表 特別控除額表」を参照)

・本人(国立大学生自宅外通学)：1,020千円

・弟(中学生) : 160千円 合計：1,180千円

◀所得基準額の計算▶

$$\begin{array}{r} \boxed{\text{所得金額}} - \boxed{\text{特別控除額}} = \boxed{\text{所得基準額}} \\ (3,178千円) \quad (1,180千円) \quad \underline{(1,998千円)} \end{array}$$

○6人世帯での所得基準額は、1,950千円以下なので**申請不可能**となります。